

議事日程 (第3号)

平成27年12月11日 午前10時00分開議

- 日程第 1 第40号議案 平成27年度中間市一般会計補正予算 (第3号)
- 日程第 2 第41号議案 平成27年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算 (第2号)
- 日程第 3 第42号議案 平成27年度中間市住宅新築資金等特別会計補正予算 (第2号)
- 日程第 4 第43号議案 平成27年度中間市公共下水道事業特別会計補正予算 (第2号)
- 日程第 5 第44号議案 平成27年度中間市介護保険事業特別会計補正予算 (第2号)  
(日程第1～日程第5 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 6 第45号議案 中間市市税条例等の一部を改正する条例
- 日程第 7 第46号議案 中間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 第47号議案 中間市下水道条例の一部を改正する条例  
(日程第6～日程第8 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 9 第48号議案 中間市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例  
(日程第9 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第10 第49号議案 中間市道路線の変更について  
(日程第10 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第11 意見書案 複数税率による軽減税率の導入実現を求める意見書  
第15号
- 日程第12 意見書案 ブラッドパッチ療法の保険適用および脳脊髄液減少症の治療推進を求める意見書  
第16号  
(日程第11～日程第12 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第13 意見書案 TPP (環太平洋連携協定) からの撤退を求める意見書  
第17号  
(日程第13 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第14 意見書案 子ども・子育て支援新制度に対する意見書

第 18 号

日程第 15 意見書案 所得税法第 56 条の廃止を求める意見書

第 19 号

(日程第 14～日程第 15 提案理由説明・質疑・討論・採決)

日程第 16 意見書案 辺野古新基地建設における、国による行政不服審査請求及  
第 20 号 び執行停止の撤回を求める意見書

(日程第 16 提案理由説明・質疑・討論・採決)

日程第 17 会議録署名議員の指名

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

出席議員 (18名)

1 番 堀田 英雄君	2 番 植本 種實君
3 番 田口 善大君	4 番 小林 信一君
5 番 宮下 寛君	6 番 青木 孝子君
7 番 田口 澄雄君	8 番 掛田るみ子君
9 番 草場 満彦君	10 番 中尾 淳子君
11 番 山本 慎悟君	12 番 佐々木晴一君
13 番 安田 明美君	14 番 中野 勝寛君
15 番 原田 隆博君	16 番 下川 俊秀君
17 番 井上 太一君	19 番 米満 一彦君

---

欠席議員 (なし)

---

欠 員 (1名)

---

説明のため出席した者の職氏名

市長 ……………	松下 俊男君	副市長 ……………	行徳 幸弘君
教育長 ……………	増田 俊明君	総合政策部長 ……	藤崎 幹彦君
市民部長 ……………	高橋 洋君	保健福祉部長 ……	白橋 宏君
建設産業部長 ……	後藤 哲治君	教育部長 ……………	濱田 孝弘君
環境上下水道部長 ……………			久野 裕彦君
市立病院事務長 ……	芳野 文昭君	消防長 ……………	三船 時彦君
総務課長 ……………	園田 孝君	財政課長 ……………	田代 謙介君

企画政策課長	……	蔵元 洋一君	市民課長	……	山口 光章君
課税課長	……	貞末 孝光君	収納課長	……	米満 孝智君
人権男女共同参画課長	……				蛙田 由美君
健康増進課長	……	岩河内弘子君	介護保険課長	……	小南 敏夫君
土木課長	……	藤田 晃君	産業振興課長	……	船津喜久男君
下水道課長	……	岩切 伸一君			

---

事務局出席職員職氏名

事務局長	西村 拓生君	書記	船元 幸徳君
書記	熊谷 浩二君	書記	池田 恭君

---

午前 9 時 56 分開議

○議長（堀田 英雄君）

おはようございます。ただいままでの出席議員は 18 名で、定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付しておりますので、ご了承をお願いいたします。

なお、本日の議案等の朗読は省略したいと思いますので、ご了承をお願いいたします。

---

日程第 1. 第 40 号議案

日程第 2. 第 41 号議案

日程第 3. 第 42 号議案

日程第 4. 第 43 号議案

日程第 5. 第 44 号議案

○議長（堀田 英雄君）

これより日程第 1、第 40 号議案から日程第 5、第 44 号議案までの平成 27 年度各会計補正予算 5 件を一括して議題とし、各常任委員長の報告を求めます。

まず、下川俊秀総合政策委員長。

○総合政策委員長（下川 俊秀君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第 40 号議案のうち、総合政策委員会に付託されました所管部分について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

今回の補正予算は、地域住民生活等緊急支援のための交付金、いわゆる地方創生交付金の追加交付申請が採択されたことに伴う歳入歳出予算の増額補正が主な内容となっており、歳入歳出それぞれ 3,590 万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 174 億 6,290 万円とするものであります。

まず、歳入において、地方創生交付金のうち、他の地方公共団体の参考となる先駆的事業に対し国から交付される地方創生先行型の上乗せ交付分が 2,060 万円増額されており、6 月補正で承認しておりました 440 万円と合わせ 2,500 万円の歳入予算額となっております。

その対象事業として、本市の観光事業の目玉である遠賀川水源地ポンプ室及びフットパスへの取り組みを、テレビ映像を通じて PR する世界遺産を活用した観光プロモーション事業に 1,500 万円が増額され、当初予算で承認しておりました 1,000 万円と合わせ 2,500 万円の歳出予算額となっております。

その他の歳出の主なものとしては、総務費において、社会保障・税番号制度に対応するためのシステム改修の委託料として 1,590 万円が追加計上されております。

また、教育費において、就学困難と認められる児童の増加に伴い、就学援助費が

120万円増額されております。

なお、6月補正で承認しておりました観光用鉄道車両設置調査・設計業務委託料440万円は、事業の内容を再検討するため、今回減額補正されております。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に、採決いたしました結果、賛成多数で原案どおり可決すべきと決した次第であります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

#### ○議長（堀田 英雄君）

次に、安田明美市民厚生委員長。

#### ○市民厚生委員長（安田 明美君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第40号議案のうち、市民厚生委員会に付託されました所管部分及び第41号議案、第42号議案並びに第44号議案について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

初めに、第40号議案平成27年度中間市一般会計補正予算（第3号）につきまして申し上げます。

歳出の主なものは、債務負担行為による法人市民税課税システム賃借料として1,280万円が計上されております。

総務費の総務管理費では、女性支援のためのがん検診推進事業費国庫補助金確定に伴う返還金として410万円が計上されております。

次に、歳入の主なものは、補助事業名等の変更に伴い、民生費国庫補助金の認知症対策総合支援事業補助金が690万円減額され、民生費県補助金の権利擁護人材育成事業費交付金が同額増額されております。

次に、第41号議案平成27年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算（第2号）につきまして申し上げます。

歳出の主なものとしたしましては、保険給付費の増額に伴い、一般被保険者療養給付費が1億1,310万円、一般被保険者高額療養費が5,230万円、前年度補助金額の確定に伴い、償還金利子及び割引料が7,840万円追加され、また、支出額確定に伴い、老人保健拠出金が300万円、介護納付金が2,010万円減額されております。

次に、歳入の主なものとしたしましては、国庫負担金4,620万円、国庫補助金2,080万円、県補助金850万円、一般会計繰入金350万円、歳入欠陥補填収入1億4,870万円が追加されております。

以上により、歳入歳出それぞれ2億2,787万円が追加され、予算の総額を歳入歳出それぞれ81億9,506万円とするものです。

次に、第42号議案平成27年度中間市住宅新築資金等特別会計補正予算（第2号）につきまして申し上げます。

歳出では、未収債権の回収のための抵当権執行裁判費用として補償補填及び賠償金が80万円追加されております。

歳入では、平成27年度住宅新築資金等償還推進助成事業費補助金の見込みが4,220万円となったことから、県支出金を同額追加し、諸収入が4,130万円減額されております。

以上により、歳入歳出それぞれ86万円が追加され、予算の総額を歳入歳出それぞれ4億2,392万円とするものです。

次に、第44号議案平成27年度中間市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）につきまして申し上げます。

歳出の主なものは、保険事業勘定では、人事異動に伴う人件費として610万円、介護保険報酬の改定に伴うシステム改修費として320万円、過年度所得更正増加に伴い、介護保険料還付金60万円が追加されております。

また、介護サービス事業勘定の歳出として、人事異動に伴う人件費として10万円、新予防給付ケアプラン作成件数が当初の見込みより増加したことに伴う委託料280万円が追加されております。

次に、歳入の主なものは、保険事業勘定では、歳出の増額に伴い、介護保険料70万円、国庫補助金120万円などが追加され、一般会計繰入金440万円が減額されております。

また、サービス事業勘定では、居宅支援サービス計画収入が380万円追加されております。

以上により、保険事業勘定につきましては、歳入歳出それぞれ227万円、介護サービス事業勘定につきましては、歳入歳出それぞれ387万円が追加され、予算の総額を48億330万円とするものです。

最後に、それぞれ採決いたしました結果、第40号議案、第41号議案、第42号議案、第44号議案は、全て全員賛成で、原案どおり可決すべきであると決した次第であります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます、委員長の報告を終わります。

#### ○議長（堀田 英雄君）

次に、佐々木晴一産業消防委員長。

#### ○産業消防委員長（佐々木晴一君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第40号議案のうち、産業消防委員会に付託されました所管部分及び第43号議案につきまして審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

初めに、第40号議案平成27年度中間市一般会計補正予算（第3号）につきまして申し上げます。

まず、歳入におきましては、交通安全対策特別交付金を200万円、農村整備総合事業費補助金ほか1件を190万円、農林施設整備事業債として260万円増額するものとな

っております。

歳出の主なものは、総務費におきまして、交通安全施設整備工事に200万円増額されております。

農林水産業費では、農業振興費におきまして麦大豆種子更新助成金に70万円、農地中間管理事業経営転換協力金に30万円、また、農地費におきまして農業土木に要する経費として農道整備工事費に400万円増額をするものとなっております。

次に、第43号議案平成27年度中間市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

まず、歳入におきましては、下水道受益者負担金の賦課対象面積が増加したことにより、下水道受益者負担金を1,240万円増額し、これに伴い一般会計繰入金を930万円減額するものでございます。

次に歳出でございますが、総務費におきまして下水道受益者負担金報奨金を300万円増額しております。これは下水道受益者負担金の一括納付件数が増加したことによるものでございます。

以上により、歳入歳出それぞれ303万円を増額補正し、予算の総額を歳入歳出それぞれ23億406万円とするものでございます。

最後に、それぞれ採決いたしました結果、第40号議案、第43号議案ともに全員賛成で原案どおり可決すべきと決した次第であります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます、委員長の報告を終わります。

#### ○議長（堀田 英雄君）

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し、質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

#### ○議長（堀田 英雄君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。青木孝子さん。

#### ○議員（6番 青木 孝子君）

第40号議案平成27年度中間市一般会計補正予算（第3号）について、日本共産党市議団を代表いたしまして、反対討論をいたします。

今回の補正では、マイナンバー制度のシステム整備委託料として、1,593万円の予算が追加計上されています。

マイナンバー制度は、通知カードの配達のおくれや誤配、あるいは記入ミス等が続出し、それに加えて、制度が始まる前から詐欺等の事件が頻発し、マスコミでも騒がれています。

その上、これの実施に当たって、今まで公務員に課していた「守秘義務」についても解除されることが明らかとなりました。

内閣官房が自治体向けに作成したマイナンバー制度の資料によりますと、「マイナン

バー法に記載した個人情報の提供については、地方情報を含め、守秘義務が解除される」あるいは「情報提供システムで提供の求めがあった場合には、マイナンバー情報を提供する義務がある」と説明しています。

官民併用の情報運用も、世界に類のない制度ですし、先行した諸外国では、情報漏れの事件が多発し社会問題になっています。また、これらのことから制度の運用をやめたイギリスのような事例もあります。

また、この制度は、進める大企業や国・地方の行政サイドの業務の簡素化という点ではメリットがあっても、国民には情報漏えいの危険性と無駄な支出が伴うだけのデメリットしかありません。

国に対して、これ以上の制度遂行を図ることなく中止することを求めるとともに、具体的な制度推進のための補正予算案につきましては、反対といたします。

○議長（堀田 英雄君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

これにて討論を終結いたします。

これより第40号議案から第44号議案までの平成27年度各会計補正予算5件を順次採決いたします。

議題のうち、まず第40号議案平成27年度中間市一般会計補正予算（第3号）を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（堀田 英雄君）

起立多数であります。よって、第40号議案は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、第41号議案平成27年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算（第2号）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

ご異議なしと認めます。よって、第41号議案は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、第42号議案平成27年度中間市住宅新築資金等特別会計補正予算（第2号）を

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(堀田 英雄君)

ご異議なしと認めます。よって、第42号議案は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、第43号議案平成27年度中間市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(堀田 英雄君)

ご異議なしと認めます。よって、第43号議案は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、第44号議案平成27年度中間市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(堀田 英雄君)

ご異議なしと認めます。よって、第44号議案は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

---

**日程第6. 第45号議案**

**日程第7. 第46号議案**

**日程第8. 第47号議案**

○議長(堀田 英雄君)

次に、日程第6、第45号議案から日程第8、第47号議案までの条例改正3件を一括して議題とし、各常任委員長の報告を求めます。

まず、安田明美市民厚生委員長。

○市民厚生委員長(安田 明美君)

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第45号議案及び第46号議案について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

初めに、第45号議案中間市市税条例等の一部を改正する条例につきまして申し上げま

す。

今回の条例改正は、今年度税制改正において地方税法が改正されることに伴い、地方税の猶予制度が見直され、かつ、本制度に地方公共団体の条例で定めることとされたこと、また、納税通知等におけるいわゆるマイナンバーの取り扱いについて、国の見直しがなされたことに伴うものでございます。

まず、猶予制度では、これまでの徴収業務に係る分割納付の規定や申請書の記載事項、資産、収入等に関する提出資料、担保の徴収基準等を新たに定めるものです。

また、換価の猶予においては、従来の職権によるものに加え、納税者からの申請による猶予制度を新たに設けるものです。

次に、マイナンバーの取り扱いの変更については、納付書または納入書に個人番号及び法人番号を記載することとしていたところ、当分の間記載しない旨の通知が総務省からなされたことから、これに対応するものです。

なお、施行日につきましては、猶予制度の部分が、平成28年4月1日、マイナンバーの取り扱いの変更の部分が、公布の日となっております。

次に、第46号議案中間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして申し上げます。

今回の条例改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が、平成28年1月1日に施行されることに伴い、納税義務者からの減免申請に当たって提出される申請書において、市税と同様に個人番号を記載することとするものでございます。

なお、施行日につきましては、平成28年1月1日となっております。

討論において、委員から「今回の条例改正は、マイナンバー制度導入によるもので、今年10月から通知カード等が送られてきているが、その時点で色々なトラブルが起きており、プライバシー侵害や成り済ましなどの被害が懸念されている。政府は今以上に対策を練ると言っているが、100%情報の漏えいを防ぐシステムの構築は非常に難しく、また、マイナンバー制度は、国民一人一人の収入と財産の実態をつかんで、税や保険料の徴収強化や社会保障の給付を抑制しようという狙いを持って導入されたことから反対する」との意見がありました。

最後に、それぞれ採決いたしました結果、第45号議案は全員賛成で、第46号議案は賛成多数で原案どおり可決すべきであると決した次第であります。

よろしくご審議のほどお願い申しまして、委員長のご報告を終わります。

○議長（堀田 英雄君）

次に、佐々木晴一産業消防委員長。

○産業消防委員長（佐々木晴一君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第47号議案中間市下水道条例の

一部を改正する条例について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

多発する浸水被害に対処するとともに下水道管理をより適切なものとするために「水防法等の一部を改正する法律」の一部が、平成27年7月19日に施行されたことに伴い下水道法の一部が改正されました。これによりまして本条例におきましても同令を引用している部分を改正するものでございます。

改正の内容につきましては、下水道法施行令第17条の3が第17条の2に条項移動となったために、中間市下水道条例第23条において、同令を指し示す部分を改正するものでございます。

また、条例における用字用語の見直しもあわせて行っております。

条例の施行日につきましては、公布の日からとなっております。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に、採決いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきと決した次第であります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます、委員長の報告を終わります。

**○議長（堀田 英雄君）**

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し、質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

**○議長（堀田 英雄君）**

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。青木孝子さん。

**○議員（6番 青木 孝子君）**

第46号議案中間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、日本共産党市議団を代表いたしまして、反対討論をいたします。

今年10月から、住民票を持つ全ての人に12桁の個人番号を知らせる「通知カード」が送られてきています。

政府は、マイナンバー導入で各種行政手続等の手間が省けて便利になると言っております。しかし、番号が流出して悪用されれば、プライバシー侵害や成り済ましなどの被害が起りかねません。そのため、国民は、赤ちゃんから高齢者の番号まで、通知カードに記載された番号を紛失したり盗まれたりするところがないよう保管することが必要になってまいります。

日本年金機構やベネッセコーポレーションなど情報の流出事件が相次いでいます。政府は対策をとっているとありますが、人がつくり、運用する以上100%情報漏えいを防ぐシステムの構築は不可能です。

また、マイナンバーで管理される個人情報、現在、年金や雇用保険、介護保険、国保、

健保、奨学金、各種福祉制度、公営住宅などの社会保障と税、災害の3分野の98行政事務にも及んでいます。

政府は、マイナンバー制度導入で、国民一人一人の収入と財産の実態をつかみ、税や保険料の徴収を強化し、社会保障の給付を抑制しようとするものであります。

以上のことから反対といたします。

○議長（堀田 英雄君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

これにて討論を終結いたします。

これより第45号議案から第47号議案までの条例改正3件を順次採決いたします。

議題のうち、まず第45号議案中間市市税条例等の一部を改正する条例を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

ご異議なしと認めます。よって、第45号議案は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、第46号議案中間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（堀田 英雄君）

起立多数であります。よって、第46号議案は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、第47号議案中間市下水道条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

ご異議なしと認めます。よって、第47号議案は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

## 日程第9. 第48号議案

### ○議長（堀田 英雄君）

次に、日程第9、第48号議案中間市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例を議題とし、総合政策委員長の報告を求めます。

下川俊秀総合政策委員長。

### ○総合政策委員長（下川 俊秀君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第48号議案について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

この条例は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づく個人番号の利用及び庁内部局間における特定個人情報の授受を行うに当たり、必要な事項を定めるものであります。

条例の内容といたしまして、まず番号法別表第1に規定されている法定利用事務以外の、本市独自の利用事務の範囲として、乳幼児・児童医療費の支給、重度障害者医療費の支給、ひとり親家庭等医療費の支給及び療育手帳の交付に関するそれぞれの事務について、個人番号を利用できることが定められております。

また、これらの独自利用事務や法定利用事務を処理するために必要な限度で、庁内で保有する特定個人情報を、他の部署の事務処理において情報連携して利用できるよう、庁内連携を行う事務及び特定個人情報の種類が定められております。

なお、条例の施行日については、平成28年1月1日となっております。

討論において、委員から「マイナンバー制度は通知段階からさまざまな事件や問題が起きており、将来に禍根を残す内容なので反対する」との意見がありました。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に、採決いたしました結果、賛成多数で原案どおり可決すべきと決した次第であります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます、委員長の報告を終わります。

### ○議長（堀田 英雄君）

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し、質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

### ○議長（堀田 英雄君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。青木孝子さん。

### ○議員（6番 青木 孝子君）

第40号議案平成27年度中間市一般会計補正予算、また、先ほど申し述べました第46号議案中間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例で反対意見を申し上げました

ように、この条例につきましてもマイナンバー制度導入に基づくものであり、反対といたします。

○議長（堀田 英雄君）

ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

これにて討論を終結いたします。

これより第48号議案中間市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（堀田 英雄君）

起立多数であります。よって、第48号議案は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

---

#### 日程第10. 第49号議案

○議長（堀田 英雄君）

次に、日程第10、第49号議案中間市道路線の変更についてを議題とし、産業消防委員長の報告を求めます。

佐々木晴一産業消防委員長。

○産業消防委員長（佐々木晴一君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第49号議案中間市道路線の変更について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

今回、変更となる路線は、「本町4号線」の1路線になっております。

変更の理由としましては、本路線と県道水巻線の接道する終点付近の交差点におきまして、両路線の区域外の部分があり、県の用地になっておりました。この部分を市のほうで管理し、周辺の交通安全の確保及び道路の維持管理のために、「本町4号線」の路線を延長し、区域外であった部分を「本町4号線」とするものでございます。

変更の内容としましては、幅員4.14メートルを4.3メートルへ、実延長258.57メートルを302.52メートルへ変更するものでございます。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に、採決いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきと決した次第であります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（堀田 英雄君）

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

討論なしと認めます。

これより第49号議案中間市道路線の変更についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

ご異議なしと認めます。よって、第49号議案は委員長の報告のとおり可決することになりました。

---

#### 日程第11. 意見書案第15号

#### 日程第12. 意見書案第16号

○議長（堀田 英雄君）

次に、日程第11、意見書案第15号及び日程第12、意見書案第16号の意見書案2件を一括して議題とし、提案理由の説明を求めます。掛田るみ子さん。

○議員（8番 掛田るみ子君）

公明党の掛田るみ子です。意見書案2件について、趣旨説明を行います。

初めに、複数税率による軽減税率の導入実現を求める意見書案について説明いたします。食料品や生活に欠かせない品目の消費税率を標準の税率より低く抑える軽減税率については、「税率10%時に導入する」との与党税制改正大綱のもと、現在議論が進められています。

軽減税率は、多くの先進国で付加価値税として導入されております。

例えば、標準税率20%のイギリスでは、食料品への課税はなく、同じく20%のフランスでも5.5%と低い税率に抑えられています。

増税の痛税感を和らげ、国民の理解を得るため、また、低所得者への逆進性の問題対応としての軽減税率の導入は不可欠です。

そこで、政府に、1、軽減税率の導入を2017年4月の消費税引き上げ時と同時に行

うこと。2、対象品目は食料品など幅広くすることを求めるものです。

続きまして、ブラッドパッチ療法の保険適用および脳脊髄液減少症の治療推進を求める意見書案について説明いたします。

脳脊髄液減少症は、交通事故、スポーツ外傷等により、脳脊髄液が漏れ、頭痛、めまい、吐き気、倦怠感等さまざまな症状が発症する病気です。しかし、見た目ではわからないため、医療現場や交通事故の保険関係者などの無理解に、患者及び家族は精神的にも苦痛を味わってきました。

中間市議会でも、意見書を採択していただき、国も、平成19年に研究班を立ち上げ、23年は一部診断基準が定められ、24年には自分の血液で漏出部分をふさぐ「ブラッドパッチ療法」が先進医療として承認、26年にはブラッドパッチ療法の有効率が82%と報告され、さらなる診断基準の研究がなされているところです。

今回は、ブラッドパッチ療法の保険適用。18歳未満の症例を研究事業に加えること。早期発見・治療のため、医療関係者への情報提供を徹底すること。以上3項目を国に求めるものです。

ご賛同のほどお願いいたしまして、意見書案の趣旨説明を終わります。

**○議長（堀田 英雄君）**

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**○議長（堀田 英雄君）**

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案2件については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長（堀田 英雄君）**

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。田口澄雄君。

**○議員（7番 田口 澄雄君）**

意見書案第15号複数税率による軽減税率導入実現を求める意見書案について、反対意見を申し述べます。

政府が議論を進めている、軽減税率はまず、2017年4月からの消費税率8%から10%への税率引き上げを前提としているところにまず問題があります。

そして減税の対象も、8%を超えて10%までのこの2%の幅での対象を限定した減税です。今までの8%部分は減税の対象外です。丸々掛かります。

消費税の8%から10%への2%の税率の引き上げは、1世帯当たりで年間5万円もの負担増になります。それは総額で5兆6,000億円の増税です。一方、政府で議論して

いる軽減税率は、どうやら自民公明政権内で政治的決着をつけつつあるようですが、1兆円程度でしかありません。その差4兆6,000億円が増税となるわけです。しかも、専門家の話では、今後も何を減税対象とするかで、業者を巻き込んだ争奪戦となり、結局値上げの中に減税が埋没しかねないとも指摘をされています。事実、軽減税率を先に導入したドイツでは減税品目の選定が政治家への働きの対象となり、減税を勝ち取った特定業者の益税に消えたという実例があります。

また、意見書案では「引き上げ分による増収分は全てそれら社会保障に充てることが決まっています」と書かれていますが、本当にそうでしょうか。先の消費税を引き上げた際  
の法律では、増税分を大型公共事業や大企業減税などに回すということが、附則に書き込まれています。

また、今まで徴収された消費税は、実際に社会保障に回されたのかということですが、消費税の開始から10年たった1998年時点での資料によりますと、徴収された国の消費税は71兆円ですが、社会保障に使われたのは19兆円でしかありませんでした。5%から8%への引き上げも、8兆円の増税に対して、社会保障として使われたのは5,000億円です。しかもこれにも裏があります。社会保障の「安定化」という文言がこの意見書案にも出てきますが、お金に色はついていません。消費税を使った社会保障費は、その分従来の一般財源からの社会保障費を削っているのが実態です。つまり「安定化」という意味は、従来の社会保障の財源を消費税に置きかえたというのが正確なところでは

また、消費税の引き上げが、不況を深刻化させ、他の税収を落ち込ませて、さらなる消費税の引き上げが必要となるのも、今までの実例が示しています。3%から5%への引き上げの結果、法人税と所得税は、実施前と比べて20兆円も減収となりました。また、5%から8%への引き上げの結果、今までにない景気の後退が依然として続いています。

この間、高齢化社会に備えるとか、社会保障の充実のかけ声のもとに、消費税の導入、引き上げとなされてきましたが、社会保障は引き上げ充実どころか、全ての分野で水準の引き下げと負担増が続いています。また、自然増分まで3,900億円も削り、介護・年金・医療・保育・生活保護とあらゆる面で削減が強要されています。そのことは、日々の生活を通じて多くの方が実感をされているのではないのでしょうか。

それと、問題なのがこの間、国の税金の中で、何がふえ何が減ったのかという問題です。財務省と総務省の公表データによりますと、1989年の消費税導入から26年間、消費税収入は総額で304兆円にもなりますが、法人3税の減税分は263兆円にもなります。赤字である7割の中小企業は、もともと税負担ができませんので、この減税はほぼ大企業向けです。

また、海外に輸出した商品には消費税がかかりませんので、輸出大企業は、その大企業に納品した、下請け企業の納めた消費税が全て還付されています。ほとんどの大企業は、下請け企業には消費税を値引きさせているので、還付分は丸々益税となります。この額

が、消費税収の19.4%で、総額60兆円にもなります。その結果、この26年間の法人税の減税と還付税の合計は、今までの全消費税収を20兆円もオーバーしていることとなります。

それに加えて、現政権は、法人税のさらなる減税を決めました。1982年に52.92%であった法人税の実効税率は、来年度は29.97%まで引き下げるといふものです。そのため、大企業は急激に内部留保を積み増し史上最高の記録を毎年更新しています。しかも、大企業はいろんな補助金や減税の仕組みがありますので、資本金10億円以上の大企業の法人税率は、2013年で、実質13.3%でしかありません。トヨタ自動車などは、2008年から5年間、国税の法人税はゼロ円です。今回の減税は、これをさらに引き下げようといふものです。

こうした中、今やるべきことは、低所得者に、負担感だけではなく、実際の負担が重い消費税を増税することではなく、むしろ史上空前のぼろもうけを続ける大企業や高額所得者に応分の負担をしてもらうことだと思います。

そのためにも、消費税8%から10%への増税を前提にしたような、このような軽減税率の導入は問題があると思います。我が党は、全食料品の軽減税率の導入には賛成ですが、減税は全ての消費税賦課分を対象にすべきだと考えます。また、将来的には消費税そのものも応能負担原則、つまり累進課税の考え方のもとで負担能力に応じた税制の確立の中で縮小、廃止していくべきだと考えます。以上により、この意見書案には反対をいたします。

○議長（堀田 英雄君）

ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

これにて討論を終結いたします。

これより意見書案2件を順次採決いたします。

議題のうち、まず意見書案第15号複数税率による軽減税率の導入実現を求める意見書を起立により採決いたします。

本意見書案については原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（堀田 英雄君）

起立多数であります。よって、意見書案第15号は原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第16号ブラッドパッチ療法の保険適用及び脳脊髄液減少症の治療推進を求める意見書を採決いたします。

本意見書案については原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

ご異議なしと認めます。よって、意見書案第16号は原案のとおり可決することに決しました。

---

### 日程第13. 意見書案第17号

#### ○議長（堀田 英雄君）

次に、日程第13、意見書案第17号TPP（環太平洋連携協定）からの撤退を求める意見書を議題とし、提案理由の説明を求めます。田口澄雄君。

#### ○議員（7番 田口 澄雄君）

意見書案第17号TPP（環太平洋連携協定）からの撤退を求める意見書案について提案理由を申し述べます。

TPP（環太平洋連携協定）は、10月5日に大筋合意をし、今後は各国が国内手続を完了し、署名をし、その60日後に発効ということになります。また、協定文書の作成、調印、批准という段階を経ることとなります。

今回のこの交渉内容は、国民に明らかにしないままに大筋合意に至りました。野党は、臨時国会を開いてその内容を公開し検討することを求めています。政府は首相の外交日程を理由にこれに応じようとしません。このままでは、合意内容の全文を公表し、国民の意見に耳を傾けるということではなく、政府の一存で全て進められることとなります。また、全文が公表されるのは来年2月以降になりそうです。

今回のこの大筋合意は、自民党の前回の総選挙での公約にも反し、また自民党も賛成した国会決議にも反するというまさに前代未聞の暴挙です。

2013年3月の衆参両院の農林水産委員会では、「米・麦、牛肉、豚肉、乳製品、甘味資源作物などの農林水産物の重要品目について、引き続き再生産可能となるよう、除外または再協議の対象とすること。10年を超える期間をかけた段階的な関税撤廃も含め認めないこと」を決議しています。しかし、今回の大筋合意では、この決議を全く無視しています。

また、2013年の自民党も賛成した国会決議では、交渉により収集した情報については国会に速やかに報告するとともに、国民への十分な情報提供を行い、幅広い国民的議論を行うよう措置することとなっていますが、これもないがしろにされています。

自民党は、2012年の総選挙では「うそをつかない、TPP断固反対、ぶれない自民党」というポスターまで掲げていましたが、今回の事態は、恥ずかしげもなく、その公約さえも簡単に破ってしまったこととなります。この選挙で自民党は政権党に返り咲いたわけですが、公党としては当然国民に対する説明責任が求められるのではないのでしょうか。

今回の合意を受けて、日本が取り扱う全品目の9,018品目のうち95%、8,575品目で最終的に関税が撤廃されますし、農林水産物の81%は関税撤廃となります。また、生鮮野菜は最長でも6年間で関税全廃です。食料品以外の項目でも、ISDS、投資家と

国との間の紛争の解決の規定の導入により、アメリカ多国籍企業に都合の悪い日本の国民保護の諸制度は片っ端からやり玉に上げられかねません。

そうした中でも、重要5品目の合意内容は今後の日本の食糧事情と国土の保全という点で取り返しのつかない事態を招きます。世界でいまだに8億人もの人々が飢餓に苦しめられ、国連では食糧主権ということが全会一致で決議され、なるべく自国の食糧は自国で生産することを義務づけています。ところが、このような中であって、食糧主権の放棄であるTPPの推進を国民の意向も無視して押し進めようとする今回の大筋合意は、世界全体の動きにも逆行するものです。主要5品目以外でも果物や水産物の輸入、そして食の安全の面でも、従来のある方から大きく後退する事態を迎えています。

この大筋合意を受けて、JA全国農協中央会や全国漁業協同組合連合会は、非難とともに今後の食糧確保に対する危機感を表明をしています。TPPは条約であるため、来年の通常国会で具体的な審議が行われることとなります。時間は切迫をしていますが、まだあります。国に向けて、この事態からの脱却とそのための再考を求める立場で、この意見書案に議員の皆さんの賛同を求めて終わります。

○議長（堀田 英雄君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第17号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

討論なしと認めます。

これより意見書案第17号TPP（環太平洋連携協定）からの撤退を求める意見書を起立により採決いたします。

本意見書案については原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（堀田 英雄君）

起立多数であります。よって、意見書案第17号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第14. 意見書案第18号

#### 日程第15. 意見書案第19号

##### ○議長（堀田 英雄君）

次に、日程第14、意見書案第18号及び日程第15号、意見書案第19号の意見書案2件を一括して議題とし、提案理由の説明を求めます。青木孝子さん。

##### ○議員（6番 青木 孝子君）

子ども・子育て支援新制度に対する意見書案と所得税法第56条の廃止を求める意見書案、2件につきまして提案説明をさせていただきます。

初めに、子ども・子育て支援新制度に対する意見書案の提案説明をいたします。

2015年4月から子ども・子育て支援新制度が施行されました。国は、もともと新制度の実施には1.1兆円の追加財源が必要としてきました。しかし、0.4兆円分の財源確保しかできず、0.7兆円が消費税率を10%に引き上げた増収分から充てられることになりました。その後、消費税率10%引き上げの時期は1年半延期されたことになり、平成27年度の政府予算では5,100億円が追加投入されることになりました。財源不足は自治体の子ども・子育て支援事業計画等の円滑な実施に影響を及ぼしかねず、消費税引き上げの時期いかににかかわらず優先的な財源確保が必要です。

親の就労によって、土曜日や日祭日保育、また保育時間を短時間の8時間か標準時間の11時間と設定することになっていますが、このような保育を支えるには極めて不十分な公定価格になっており、現場の負担が大きくなっています。

保育士不足も深刻な問題です。待機児童解消には保育所などの保育施設の新増設が必要ですが、保育士確保は必須です。保育士が集まらない、仕事がきついのに給料が低く続かないなど、保育士確保を保障する雇用環境の抜本的拡充が急務となっています。また、賃金水準と職員の配置基準の引き上げを行い、全ての保育士が有給休暇や研修などを安心して取得できるような保育士の処遇改善は喫緊の課題となっています。

また、保育料は国の基準をもとに自治体が決めますが、国の基準自体が高額なため、自治体が負担して軽減を行ってきました。しかし、新制度導入を口実に値上げする動きもあります。保護者負担の軽減には国の公費負担の増額が必要です。

以上のことから、政府に対し、新制度の実施主体である地方自治体が十分に役割を果たし、全ての子ども・子育て家庭を対象に、幼児教育、保育、地域の子ども・子育て支援の質・量の拡充を図るとする子ども・子育て支援法の趣旨を踏まえ、取り組みの一層の推進が図られるよう、政府に対して以下のことを要望するものです。

一つ、子ども・子育て支援新制度の実施に当たっては、子どもの健やかな育ちを等しく保障されるよう、必要財源を早急に確保し、関連予算を大幅に増額すること。

2、保育施設の開所日数、開所時間に見合う単価設定など、実態を踏まえて公定価格を改善すること。

3、保育の質を確保・向上させるために職員の処遇、配置基準を抜本的に改善すること。

4、保育料など保護者負担を改善させることです。

以上、提案を終わります。

また、次に、所得税法第56条の廃止を求める意見書案の提案説明をいたします。

所得税法第56条の前身は、明治20年に制定された所得税の第1条ただし書き「同居の家族に居るものは全て戸主の所得に合算するものとす」にさかのぼります。戦後、日本国憲法は、第24条「家族における個人の尊厳と両性の本質的平等」によって家制度は廃止されました。しかし、個人事業者には民主的家族制度が定着していないことなどを理由に、配偶者や家族の働き分を経費と認めない所得税法第56条が設けられました。

地域経済の担い手である中小業者の営業は、家族全体の労働によって支えられています。しかし、日本の税制は、家族従業者の働き分を、所得税法第56条「事業主の配偶者とその親族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に算入しない」の規定によって、必要経費として認めていません。配偶者や家族の働き分は事業主所得となり、配偶者86万円、配偶者以外の家族50万円が控除されるだけで、最低賃金にも達していません。家族従業員は、このわずかな控除を所得とせざるを得ず、社会的にも経済的にも自立が困難な状況になっています。このため家業を手伝いたくても手伝えないことになり、後継者不足の一因ともなっています。

青色申告をすれば給料を経費にできるという所得税法第57条は、税務署長への届け出と記帳義務などの条件つきであり、申告の仕方で納税者を差別してきました。しかし、昨年、2014年1月からは、全ての中小業者に記帳が義務づけられており、正確な申告の徹底が必要という格差を設けて差別的制約を強いる理由は既になくなっていきます。

国連の女性差別撤廃委員からも、「所得税法第56条は女性に不利益を与えるのではないかと」異議が出されています。ドイツやフランス、アメリカなど世界の主要国では、自家労賃は必要経費として認めています。近年、我が国でも見直しを求める機運が高まっており、全国の約400自治体が家族の人権を認めない所得税法第56条は廃止すべきと、国に意見書を上げています。

政府に対し、所得税法第56条を早急に廃止することを求めるものです。

以上、提案説明を終わります。皆様のご賛同、よろしく願いいたします。

○議長（堀田 英雄君）

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案2件については委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(堀田 英雄君)

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。中尾淳子さん。

○議員(10番 中尾 淳子君)

意見書案第18号子ども・子育て支援新制度に対する意見書案について、反対討論を行います。

2015年4月より始まりましたこの新制度は、社会保障と税の一体改革における消費税引き上げによる増税分のうち7,000億円を財源として活用する社会全体の費用負担により、幼児教育、保育、さらに地域の子育て支援の質・量両面にわたる充実を図る新しい制度です。意見書案のように、予算を大幅に増額するとすれば、その消費税そのものに反対している貴党として、その財源をどこから持ってくるのかということでもあります。

この制度は、国会で既に可決され、本年より始まっております。当然ながら予算も執行されており、運用上、本市においても大きな影響となります。

以上の理由により、財源の裏づけのない本意見書案には反対といたします。

○議長(堀田 英雄君)

ほかに討論はありませんか。草場満彦君。

○議員(9番 草場 満彦君)

意見書案第19号に対して、反対討論をいたします。

所得税法第56条の規定は、戦後の税制の見直しに当たって、税の個人単位が原則となる中において、個人事業者がこの個人単位原則を悪用し、恣意的にその所得を家族に分散し、税負担を軽減することを防ぐためのいわば租税回避防止の観点から設けられたというふうに認識をしております。

他方、所得税法第57条において、事業に専従する親族に対する報酬に限っては、要件を満たした場合、必要経費への算入を認めているところであります。しかし、所得税法57条は、青色申告の場合は家族従業員への給与を必要経費に算入するための要件が厳しく、事務的なコストがかかることや、また白色申告が事業専従者控除を受ける場合も青色申告と同じ条件を満たすことが必要であることなど、課題もあります。

いずれにしても、戦後70年を経過し、家族のあり方や女性の社会進出、ライフスタイルの変化、男女共同参画などの観点などに鑑みれば、同規定の見直しを検討していく必要性については否定するものではありません。ただ、所得税法第56条の目的と第57条との関係も踏まえ、慎重な検討が必要であり、直ちに所得税法56条を廃止すべきとの考え方にはにわかに賛成はできません。

よって、本意見書案には反対といたします。

○議長(堀田 英雄君)

他に討論はありませんか。田口澄雄君。

**○議員（7番 田口 澄雄君）**

意見書案第18号子ども・子育て支援新制度に対する意見書に賛成の立場から討論をいたします。

この制度、ことしの4月から始まったわけですが、もともと政府の制度設計の考え方は、介護保険に見られますように個人責任、個人の施設との契約、そういったものが基本的にあったわけですが、そこは母親だとか保護者の運動の中で辛うじて残されています。

しかし、もう一つの小規模保育施設等の中身が非常に問題があります。例えば、保育士がゼロでも保育ができるような施設だとか、ビルの4階、5階に保育所を開設して、そこでわずかな研修でも保育のできる子育て支援員制度を設けて保育をしたり、あるいは親が育児休暇、これをとった場合には、3歳児以上の子どもは即退園させるだとか、そうしたいろんな意味での制約があります。そして、公定価格というもとに低い単価で措置がされるという、非常に園としても運営の難しい状況になっています。

そうした中で、やはり保育を国のちゃんとした制度として位置づけ、これを安定化させていくということは、日本の将来にとっても非常に大きな問題だと思います。

財源問題がよく言われますけれども、こうした日本の未来にとって必要な保育という問題を財源問題で議論するのは、一つは違うんじゃないかというふうにも思いますし、もう一つ、違う面から見れば、例えば、似たような金額で、日本の米軍に対する支援があります。これは、昨年1年間で7,278億円の思いやり予算を含めた支援がされています。似たような国では、フィリピンが、これはアメリカがお金を出して基地を置かしていましたが、ここは基地の撤去をフィリピンが決議して追い出しています。逆に、日本は7,278億円なんていうとてつもない金額を出しながら、逆にアメリカに基地をお願いしているようなそういうお金の使い方してるわけです。

こうしたお金を使うのであれば、逆に、こうした将来の日本の育成、日本にかかわってくる子どもたちへの費用である保育に、消費税がどうのこうのではなくて、きちっとした財源を確保した上で保障していくということが大事だというように思います。

そうした意味で、余りにも今の状況がひど過ぎますので、子ども・子育て支援制度に対する支援を国がきちっととることを求めて、この意見書案に賛成をいたします。

**○議長（堀田 英雄君）**

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

**○議長（堀田 英雄君）**

これにて討論を終結いたします。

これより意見書案2件を順次採決いたします。

議題のうち、まず意見書案第18号子ども・子育て支援新制度に対する意見書を起立により採決いたします。

本意見書案については原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長(堀田 英雄君)

起立多数であります。よって、意見書案第18号は原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第19号所得税法第56条の廃止を求める意見書を起立により採決いたします。

本意見書案については原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長(堀田 英雄君)

起立多数であります。よって、意見書案第19号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第16. 意見書案第20号

○議長(堀田 英雄君)

次に、日程第16、意見書案第20号辺野古新基地建設における、国による行政不服審査請求及び執行停止の撤回を求める意見書を議題とし、提案理由の説明を求めます。宮下寛君。

○議員(5番 宮下 寛君)

日本共産党の宮下寛であります。辺野古新基地建設における、国による行政不服審査請求及び執行停止の撤回を求める意見書の趣旨説明を行います。

この件は、沖縄県の翁長知事による辺野古の米軍新基地建設に伴う沿岸部の埋め立て承認を取り消したところから始まりました。政府は、13日に取り消されたこの翁長知事の、よって法的根拠が失われたわけですが、翌14日には、防衛省の沖縄防衛局による、翁長知事による取り消しの効力を停止するために、行政不服審査法に基づいて公有水面埋立法を所管する国土交通省に審査請求及び執行停止を申請したところから始まりました。

これを受けた石井啓一国土交通相は、10月27日、行政不服審査法に基づいて、翁長知事が行いました米軍新基地建設のための埋め立て取り消しの効力の停止を決定をしました。

ところが、この行政不服審査法というのは、もともと行政機関から国民の権利・利益を救済することを目的としたものであります。本来、民間人しか適用されていないものであります。それを安倍内閣の一員である防衛省の指揮命令のもとで、埋め立て工事を進める防衛局がみずからを一業者、私人としての立場をとり同法に基づく手続を行った。しかも、その申し立てを、辺野古新基地建設を方針とする同じ安倍内閣の一員である国土交通相にその審判を委ねるといふ、極めて恣意的、不当な措置と言わざるを得ません。

このことにつきましては、行政法研究者有志、いわゆる93名の大学教授が、北は北海道から南は沖縄までの各全国に及ぶ研究者が、このことに強い憂慮を示しております。それは、一般私人と同様の立場で審査請求人、進行停止申立人になり、他方では国土交通大臣が審査庁として執行停止も行おうという、これは一方では国の機関である沖縄防衛局が私人になりすまし、他方で同じ国の行政機関である国土交通大臣がこの私人としての沖縄防衛局の審査請求を受け、恣意的執行停止採決を行う。

このことは、政府がとっている手法、国民の権利救済制度である行政不服審査制度を乱用するものであって、実に不公正であり、法治国家にもとるものと言わざるを得ないという異例の声明を出しているものであります。

そして、この中でさらに明らかになったのが、いわゆる国土交通省の一人二役の役割を果たしているという点であります。国土交通省が県知事の処分を一時停止する緊急性があると決定した理由を見ますと、普天間基地周辺の住民がさらされている生命、身体の危険を避ける。二つ目には、米国との外交、防衛関係への悪影響を避ける。こういう名目であります。

しかし、基地周辺住民の生命、身体を緊急に守るためなら、これまで40年以上もこの危険な状態を続けておきながら、今さら緊急に住民を守る必要があるという理屈は通らないということでもあります。いま一つは、埋め立ては外交上、防衛上必要だという理由で取り消しの承認の処分を行っているわけですが、国交省には県知事に対して外交防衛上の事柄を要求するそういう権限はないと。いわゆる国土交通省の担当事務から外れている、許されないものだということも言えるわけです。まさに、この一人二役というのは破綻をしている。そういう点から、さきの行政法研究者が国にあるまじきことだということで強く批判しているのも当然だと言えます。

こうした国の法治国家にあるまじき行為を行って、何が何でもこの辺野古基地建設を行おうとする国の乱暴な、そしてそのことによる地方自治を踏みにじるこういう行為は、とても認められないものです。こういうことから、この意見書案、全国からこうした意見を出していくということは非常に大事なことではないかというふうに思います。

どうぞ、議員諸君の賛同をお願いしまして、この趣旨説明を終わります。

**○議長（堀田 英雄君）**

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**○議長（堀田 英雄君）**

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第20号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

討論なしと認めます。

これより意見書案第20号辺野古新基地建設における、国による行政不服審査請求及び執行停止の撤回を求める意見書を起立により採決いたします。

本意見書案については原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（堀田 英雄君）

起立多数であります。よって、意見書案第20号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第17. 会議録署名議員の指名

○議長（堀田 英雄君）

これより、日程第17、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、議長において、植本種實君及び井上太一君を指名いたします。

---

○議長（堀田 英雄君）

以上をもちまして、今期定例会に付議された案件は全て議了いたしました。

よって、平成27年第4回中間市議会定例会は、これにて閉会いたします。

午前11時14分閉会

---

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議 長           堀 田 英 雄

議 員           植 本 種 實

議 員           井 上 太 一